

謝 金 規 程

(目的)

第1条 この規定は、中国四国ブロックパラスポーツ指導者協議会（以下「協議会」という。）の助成対象事業【参考資料1参照】に伴う各種謝金の支払いに準用する基準を定めることを目的とする。

(謝金の対象者)

第2条 謝金の対象者は、次の通りとする。

1. 外部講師
2. 内部講師
3. その他、協議会ブロック長が認める者

(謝金の対象となる活動)

第3条 謝金の対象となる活動は、次の通りとする。

1. 研修会、講座の講演講師、実技講師
2. 事例報告等の登壇者
3. 上記のアシスタント（講師が必要と認める場合）
4. その他、協議会ブロック長が認める者

(謝金の単価)

第4条 謝金の単価（源泉徴収税を含む。）は次の通りとする。 ※オンラインを含む。

種別	内 容	単価（時間）	謝金額
講師 専門職 指導者	研修会等の講演 実技	1時間未満	8,000円
		1時間を超えて～半日（4時間未満）	10,000円
		半日を越えて～1日（7時間未満）	15,000円
		1日以上	30,000円
	事例報告等	1時間未満	5,000円
		1時間を超えて～半日（4時間未満）	8,000円
アシスタント	講師アシスト	1時間未満	3,000円
		1時間を超えて～半日（4時間未満）	5,000円
		半日を越えて～1日（7時間未満）	8,000円
		1日以上	10,000円

※協議会ブロック長が認める場合は増額することができる。

(支払い方法)

第5条 原則として、謝金は後払いの銀行振り込みとする。

1. 謝金の支払いは協議会が法令の定めるところに従って源泉徴収を行ったうえで支払う。
※但し、団体等に支払いする場合は源泉徴収を行わない。
※謝金の支払いは「謝金支払い依頼申請書」（別紙）の提出をもって協議会より支払う。
2. 申請は事業実施日より2週間以内に提出すること。（事前申請可）

(補則)

第6条 この規程に定めのない事項については、協議会ブロック長が定める。

(付則)

この規定は、令和6年4月1日から施行する。

【参考資料1】助成対象事業

1. 中国四国ブロックパラスポーツ指導者研修会開催事業
2. 地域特別研修会助成事業
3. 専門部会主催研修会開催事業
4. その他、協議会ブロック長が必要と認める事業

【参考資料2】事務手続き方法

1. 謝金支払い依頼申請書（別紙）にてブロック事務局へ開催要項と併せて申請（メール添付）
2. 対象事業終了後1カ月以内にブロック事務局より講師へ謝金支払
※振込前に振込内容を講師および申請者へ「謝金等支払確認書」にて通知
3. 振込後、ブロック事務局より申請者へ振込額（振込手数料含む）を通知
※通知された額（謝金、手数料）を決算書へ反映
4. ブロック事務局より税務署へ納税後、講師へ支払調書をメール添付または郵送

中国四国ブロックパラスポーツ指導者協議会
ブロック長 小田 智佳 様

中国四国ブロックパラスポーツ指導者協議会
謝金支払い依頼申請書

中国四国ブロックパラスポーツ指導者協議会謝金規定により、下記について謝金支払いを依頼します。

記

講師情報 ※支払調書作成のため個人（自宅）の情報をご記入ください。

ふりがな	
氏名	
住所 (自宅)	〒
メールアドレス	
謝金額 (税込み)	円 ※規定4条による
マイナンバー	※謝金が50,000円を超えた場合のみ記入してください。
備考	※支払いに当たって確認が必要な事項があればご記入ください。

振込口座情報

支払先	いずれかに（○）をつけてください。 （ ） 個人〔講師〕 （ ） 団体、施設〔講師の所属先等〕		
銀行名			
支店名			
種別	普通・当座	番号	
フリガナ			
名義			

源泉徴収について指定がある場合○をつけてください。

徴収あり	徴収なし

指定がない場合は支払い先に準じて徴収します。
【個人は徴収あり、団体は徴収なし】

申請者（問い合わせ担当）情報

団体、部会名	
担当者	
メールアドレス	
電話番号	

※添付）研修会、講習会等（役割が分かるもの）の開催要項

事務局記入欄 ※入力しないでください

源泉所得税	0円（税務署へ）	
支払額	0円（源泉あり）	0円（源泉なし）
振込手数料	円	